

改正

平成25年2月28日規則第6号

平成25年10月1日横書き施行

佐倉市議会政務活動費の交付に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐倉市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年佐倉市条例第1号）に基づき交付される政務活動費について必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第2条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、市長に対し、議長を経由して会派に対する政務活動費交付申請書（別記様式第1号）を提出しなければならない。

2 会派の代表者は、政務活動費の交付を申請した事項に異動が生じたときは、市長に対し、議長を経由して会派に対する政務活動費交付変更申請書（別記様式第2号）を提出しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けようとする議員は、市長に対し、議長を経由して議員に対する政務活動費交付申請書（別記様式第3号）を提出しなければならない。

4 会派を解散したときは、当該会派の代表者であった者は、市長に対し、議長を経由して会派解散届（別記様式第4号）を提出しなければならない。

(交付決定)

第3条 市長は、前条第1項、第2項又は第3項の規定により申請のあった各会派及び議員について交付すべき政務活動費の額を決定し、当該会派の代表者及び議員に政務活動費交付決定通知書（別記様式第5号）により通知するものとする。

(交付請求)

第4条 会派の代表者及び議員は、政務活動費の交付を請求するときは、市長に対し、会派に係るものは会派に対する政務活動費交付請求書（別記様式第6号）、議員に係るものは議員に対する政務活動費交付請求書（別記様式第7号）を提出するものとする。

(交付の方法)

第5条 政務活動費は、概算払により交付するものとする。

(収支報告書の提出)

第6条 会派の経理責任者及び議員は、収支報告書を提出するときは、会派に係るものは会派に対する政務活動費の収支報告について（別記様式第8号）、議員に係るものは議員に対する政務活動費の収支報告について（別記様式第9号）により行うものとする。

2 議長は、前項の収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

（会計帳簿等の整理保管）

第7条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者及び議員は、政務活動費の支出について会計帳簿を調製するとともに、領収書等の証拠書類を整理し、当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

（補則）

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月28日規則第6号）

（施行期日）

1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の佐倉市政務活動費の交付に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に佐倉市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（平成25年佐倉市条例第1号。以下「改正条例」という。）による改正後の佐倉市議会政務活動費の交付に関する条例の規定により交付する政務活動費について適用し、同日前に改正条例による改正前の佐倉市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付した政務調査費については、なお従前の例による。

別記

様式第1号（第2条関係）

様式第2号（第2条関係）

様式第3号（第2条関係）

様式第4号（第2条関係）

様式第5号（第3条関係）

様式第6号（第4条関係）

様式第7号（第4条関係）

様式第8号（第6条関係）

様式第9号 (第6条関係)